平成２９年（フ）第３８５号
福岡県中間市池田１丁目20番２―106号
債務者　福田　妙子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３９２号
北九州市戸畑区中原西２丁目13番７号（コンフォート103号）
債務者　井上　　毅
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１８２号
函館市大手町20番18号　レジデンス函館駅前311
債務者　大谷　浩一
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１８３号
函館市富岡町２丁目17番16―303号　メゾン富岡
債務者　三浦　紀子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１８４号
函館市新川町27番６号　ピアポート新川
債務者　福地　正昭
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方756番地
債務者　小森　幸信
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
山口県光市室積新開１丁目２番12号　ベルメゾン橋本Ａ棟101号
債務者　宮園由美子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第５２号
北海道北見市柏陽町576番地９
債務者　遠藤千映美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第８号
北海道留萌市堀川町２丁目49番地
債務者　蛯子百合香（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１２７号
釧路市昭和南５丁目14番19号
債務者　千葉　勝子（旧姓畠山・高橋）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１４４号
釧路市緑ケ岡６丁目13番１号
債務者　園田恵美子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７７３号
さいたま市見沼区大字中川148番地３
債務者　竹内　　綾
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根370番地18　オープンセサミ204
債務者　長野　義範
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番９―1104号
債務者　寺山まり子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田372番地２
債務者　若狭伊佐央
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６２号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地２―613
債務者　野田　文夫
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２６号
北海道旭川市東７条９丁目１番６号　エネーロＢ105号
債務者　金田　晃典
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部